

機械器具 74 医薬品注入器
一般医療機器 採液針（JMDN コード：70324000）

カテーテルチップ用吸引針

再使用禁止

*

【禁忌・禁止】

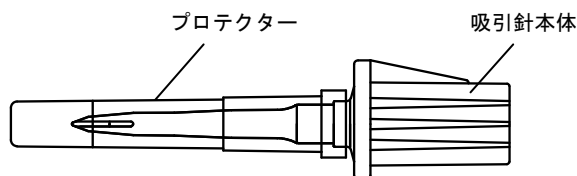
*再使用禁止、再滅菌禁止

<使用方法>

血管系のラインには接続及び刺通しないこと。[血管を通じて、経腸栄養ラインに投与されるべき内服液剤など注射以外の液剤が投与され、重篤な症状になる可能性がある。]

*【形状・構造及び原理等】

<構造図（代表図）>



*血液・体液に接触する部分の原材料一覧

部品名	原材料
吸引針本体	ポリカーボネート

<原理>

*本品は、カテーテルチップ型シリンジと接続させ、薬剤を容器から他の薬液容器等に移すために用いる針である。

【使用目的又は効果】

<使用目的>

本品は、薬剤を容器から他の薬液容器等に移すために用いる針である。

【使用方法等】

1. 本品を包装から取り出し、注射筒型手動式医薬品注入器（以下シリンジと記載する）と確実に接続する。
2. シリンジ内にバイアルやアンプル等から薬液を吸引する。

<使用方法等に関連する使用上の注意>

- (1) プロテクターを外す際は、針先がプロテクターに触れないように注意すること。[針先が変形し、切れ味が悪くなる可能性がある。]
- (2) 針部に直接手を触れないこと。[針刺し、感染の可能性がある。]
- (3) あらかじめ接続部に緩みがないことを確認してから使用すること。

(4) 本品をバイアル等のゴム栓に刺通する場合は、以下の事項を順守すること。

- ① ゴム栓にゆっくり、まっすぐ刺通すること。また、同一箇所には繰り返し刺通しないこと。[刺通部位がくり抜かれ、吸引針本体に詰まりが生じる、又はゴム片等が混入する可能性がある。]
 - ② ゴム栓に対し斜めに刺したり、刺通中に横方向の力を加えないこと。[吸引針本体に曲がりや破損が生じる可能性がある。]
 - ③ ゴム栓から抜きとる際は、吸引針本体を持つこと。[シリンジとの接続が外れる可能性がある。]
- (5) アンプル等の薬液容器壁面に針先が当たらないように注意すること。[針先が変形し、切れ味が悪くなる可能性がある。]
- (6) 本品に衝撃を与えないこと。[破損する可能性がある。]
- (7) 吸引針接続時は、以下の事項を順守すること。
- ① 過度な締め付けをしないこと。[吸引針本体又はシリンジ筒先に破損が生じ、液漏れ、空気の混入を引き起こす可能性がある。]
 - ② 接続部分に薬液を付着させないこと。[接続部の緩み等が生じ、液漏れ、空気の混入を引き起こす可能性がある。]
 - ③ 横方向の力を加えないこと。[吸引針本体又はシリンジ筒先に曲がりや破損が生じ、液漏れ、空気の混入を引き起こす可能性がある。]
- (8) 薬液吸引後は誤投与防止のため、速やかに吸引針本体をシリンジから外すこと。
- (9) アルコール等を含む薬剤で消毒しないこと。[ひび割れ等が生じる可能性がある。]

【使用上の注意】

<重要な基本的注意>

- (1) 使用中は本品の破損、接続部の緩み及び薬液漏れ等について、定期的に確認すること。
- (2) 本品に過剰な負荷をかけないこと。[吸引針本体が破損し、薬液等が漏れる可能性がある。]
- (3) リキャップする必要がある場合は、針刺しを防止するため、保護具等を使用するか、プロテクターを手で持たずに台等に置いて、プロテクターをまっすぐに被せること。[プロテクターを傾けて被せると、針がプロテクターを突き抜ける可能性がある。]

【保管方法及び有効期間等】

<保管方法>

水ぬれに注意し、直射日光及び高温多湿を避けて保管すること。

<有効期間>

使用期限は外箱に記載（自己認証による）

***【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称等】**

製造販売業者：テルモ株式会社

*電 話 番 号：0120-12-8195 テルモ・コールセンター

